

「ふくおか県芸術文化祭」ロゴマーク作成業務に係る企画提案公募仕様書

1 委託業務名

「ふくおか県芸術文化祭」ロゴマーク作成業務

2 目的

令和6年度にリニューアルした「ふくおか県芸術文化祭」に対する県民の認知度向上を図るため、ホームページやパンフレット、ポスター等において使用する本文化祭の象徴となるロゴマークを作成するもの。

【ふくおか県芸術文化祭について】

10月から12月にかけて県内各地で多彩な文化芸術のイベントを実施する祭典。平成5年度から「ふくおか県民文化祭」として毎年開催してきたが、若い世代をはじめ、より幅広い県民が多彩な文化芸術に親しめる祭典とするため、令和6年度から名称を「ふくおか県芸術文化祭」に改め、新規事業を追加する等内容をリニューアルした。

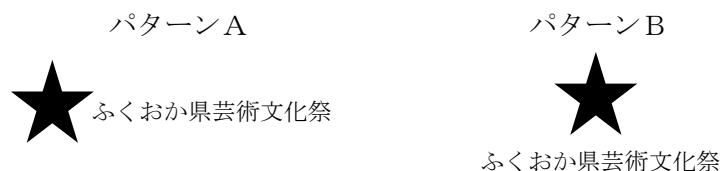
3 業務委託内容

○「ふくおか県芸術文化祭」のロゴマーク作成

【条件】

- ・「ふくおか県芸術文化祭」の趣旨や目的に沿ったデザインで、県民の目に留まり、本文化祭が視覚的にも認知されるよう、インパクトがあるものや洗練されたものとする。なお、ロゴマークは、本文化祭のホームページやパンフレット、各事業のチラシやポスター等での使用を予定している。
- ・ロゴマークのデザインは、シンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字）を組み合わせたものを制作すること。広報媒体のレイアウトに応じて柔軟に使用できるように、シンボルマーク又はロゴタイプでの単独使用が可能で、かつ組み合わせ方が複数パターンあることが望ましい。

（例）



- ・「ふくおか県芸術文化祭」の文字を入れること。文字のフォントや色等は自由とする。
- ・任意の大きさに拡大又は縮小できること。20mm×20mm 程度に縮小した場合であっても認識できるデザインであること。
- ・カラーは自由とする。ただし、白黒での使用も可能なデザインであること。
- ・模倣・模索のない未発表の自作品であること。

【提案方法】

- ・ロゴマークのデザインを提出すること。なお、複数案の提出も可能とする（最大2案までとする）。
- ・ロゴマークそれぞれについて、デザインのコンセプトを説明すること。

【留意事項】

- ・採用されたロゴマーク（以下、「採用作品」という。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、県に帰属するものとする。また、受託者は採用作品に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないものとする。
- ・受託者は、採用作品の一部修正・翻案を県に認めることとする。
- ・採用作品は、県が必要と判断する目的に利用できるとともに、県が認める第三者に使用させることができる。
- ・素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利について交渉・処理は、原則受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・採用決定後に第三者の権利を侵害していることが発覚した場合は、その時点で委託及び作品の採用を取り消すことがある。なお、第三者から採用作品に関して権利侵害や損害賠償等の主張がなされた場合、受託者の責任と費用負担のもとに解決することとし、県は一切の責任を負わない。また、採用作品に関して県が被害を受けた場合は、損害を賠償する。
- ・AI（人工知能）によって生成されたデザインは、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性があるため、AI生成画像の応募は禁止とする。

4 成果物の納品

完成したロゴマークデザインは、①JPEG または PNG、②PDF、③AI の各形式データを提出すること。また、ポスター等に大きく掲示した場合でも鮮明に見える解像度のデータを提出することとする。

5 その他

- (1) 本事業の履行により知り得た情報等について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 本事業の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (3) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本事業に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。